

社会福祉法人高崎福祉倶楽部

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高崎福祉倶楽部の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事及び監事の他、評議員、選任・解任委員、第3者委員を含むものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事、評議員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したとき、または第3者委員が入居判定委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 報酬については、役員等が自ら申し出ることにより辞退することができるものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 報酬については、役員等が自ら申し出ることにより辞退することができるものとする。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月1日より適用する。
2. 平成17年5月28日より実施の役員及び評議員の報酬等に関する規程はこれを廃止する。

別表1

	報 酬 (日 額) * 交通費を含む
理事会出席報酬等	7,000円
委員会出席報酬等	3,000円

別表2

業務内容	交通費	宿泊費	報 酬 (日 額)		費用弁済(その他)
			4時間以内	4時間以上	実費相当額
理事長業務報酬等	実 費	実 費	7,000円	15,000円	実費相当額
役員等業務報酬等	実 費	実 費	7,000円	10,000円	実費相当額

※報酬の支払に際しては、所得税等法令に定められた額を控除する。これにより1円未満の端数が生じたときは、50銭未満の端数については、これを切捨てる。50銭以上1円未満の端数についてはこれを1円に切上げる。